

エアバッグ類車上作動処理業務の加入事業者に対して、規約第7条に基づき行った加入登録の取消事業者

No.	登録取消日	事業者名/事業所名	事業所の住所	取消理由
4	2025.12.05	株式会社 YOUSOFY TRADING 佐倉事業所	千葉県佐倉市上志津原字大和台272-6	2025年9月22日の現地監査にて嚴重注意の措置となったが、改善定着の為の作業結果写真等の提出に対応することができず、継続的に現場作業員に適正業務の徹底を行えないと申告があったため。
3	2025.09.02	ユニバーサル環境 株式会社	兵庫県丹波篠山市追入字奥坪595-1	2025年7月実施の現地監査にて、解体済み車台保管場所から未処理エアバッグ類が残った状態の車台が3台保管されていた。また、車上作動処理における遵守事項（管理台帳の作成・記入）について、管理台帳を作成していなかった。
2	2025.07.29	株式会社 野本自動車部品/本店	愛媛県松山市南吉田町2516-1	2024年10月実施の現地監査にて「エアバッグ類 車上作動処理業務規約」第15条に基づく立ち入り調査等において不適正な業務が発見されたことから、速やかに業務を改善するよう報告を求めた。しかし提出書類の不備等が複数回あり都度改善を依頼したが十分な改善が見られず、車上作動処理業務を適正に行う事が困難と判断したため。
1	2025.06.17	株式会社 ハートレーディング	埼玉県幸手市大字惣新田672-1	2024年11月実施の現地監査にて「エアバッグ類 車上作動処理業務規約」第15条に基づく立ち入り調査等において不適正な業務が発見されたことから、速やかに業務を改善するよう報告を求めた。しかし提出書類の不備等が複数回あり都度改善を依頼したが十分な改善が見られず、車上作動処理業務を適正に行う事が困難と判断したため。